

# 現行農林水産省知的財産戦略 の推進状況

平成21年12月4日

農林水産省生産局知的財産課

# 農林水産省知的財産戦略(平成19年3月)のポイント

## 創造・活用

研究開発の促進、成果の実用化  
現場の技術・ノウハウの発掘・活用  
地域資源(農村景観・食文化)の  
再発見・活用  
地域ブランドの創造・活用  
日本ブランド対策

## 保護の強化

育成者権の保護  
海外での商標権等侵害への対応

普及啓発・人材育成

# 創造・活用の促進

## 研究・技術開発分野

### 【農林水産省知的財産戦略の基本的方向】

農林水産業・食品産業の発展の基盤は「技術」であり、競争力強化のためには、ニーズを的確に把握した上で、新しい技術を開発し、実用化

開発・実用化された技術の活用方法を見据えた適切な権利化

これまでの研究成果のストックの効果的な活用の推進

### 研究開発を活用した新需要・新産業創出

機能性に着目した新食品・新食材に関する農林水産省関係研究機関(独立行政法人)の研究成果について、産地や民間企業と連携しながら、実用化・事業化を促進(H19~)

商品化例 GABA米、紫さつまいも

国公立大学や公立試験研究機関の研究成果も活用して産地や民間企業へ情報提供・マッチングを実施(H20~)

実施例 千葉県が開発した低グルテリン米(注)

(注)消化しやすいタンパク質「グルテリン」が少ないため、腎不全などのタンパク質の摂取制限が必要な方向けに有用

民間企業における農産物に関する研究成果や、地域に埋もれた機能性の地域特産物なども活用して機能性食品等の事業化を推進(H21~)

【新需要創造対策事業 H19:1,010百万円、H20:630百万円、H21:850百万円】

GABA米



(機能)  
ストレスの軽減  
(リラックス効果)

紫さつまいも



(機能)  
生活習慣病予防  
肝機能を正常に保つ

### 【今後の課題】

・遺伝子組換えカイコ(蛍光色の絹糸等がとれる)などの非食品分野の革新的技術を活用したイノベーションの創出

・機能性に関する消費者等の認知度を高めるための表示や訴求方法の検討

等

## 創造・活用の促進

### 研究・技術開発分野

#### 研究開発を活用した新需要・新産業創出

非主食用米(多収量品種)等を利用したバイオエタノールの製造実証を開始(H21~)

【バイオ燃料地域利用モデル実証事業 H19:8,544百万円、H20:2,921百万円、H21:2,914百万円】

稲わら、麦わら、もみ殻等の食料と競合しない原料や林地残材、間伐材等の森林の未利用資源といったセルロース系原料(注)からのバイオ燃料の高効率製造技術等の開発(H20~)

(注)セルロース(繊維)を分解してからバイオ燃料を生産する必要があるため、さとうきび等の糖質原料、トウモロコシ等のでんぷん質原料からバイオ燃料を生産するよりもコストが高い。

【木質バイオ燃料製造技術開発促進事業 H19:30百万円】

【ソフトセルロース活用技術確立事業 H20:3,237百万円、H21:2,467百万円】

【森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業 H20:1,200百万円の内数、H21:750百万円の内数】

国産バイオマスエネルギーの生産コストを大幅に削減する技術を開発するプロジェクト研究を実施中(H19~)

・稲わら等作物の非食用部や木質バイオマスから、低コスト・高効率にバイオ燃料を生産する革新的な技術の開発や、安価な原料作物の栽培・育成技術等の開発

【地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 H19:1,500百万円の内数、H20:1,450百万円の内数、H21:1,414百万円の内数】

バイオマスプラスチックの普及促進やバイオマスプラスチックのリサイクルシステムの構築のため、バイオマスプラスチックの食器等のリサイクルの実施する取組を支援(H19~)

【広域連携等バイオマス利活用推進事業 H19:230百万円の内数、H20:189百万円の内数、H21:189百万円の内数】



#### 【今後の課題】

- ・バイオエタノールの生産コスト100円/Lを目指し、効率的な製造技術の開発
- ・バイオマスプラスチックの利用拡大のため、国民の認識を深めていくことが必要

等

# 創造・活用の促進

## 研究・技術開発分野

### 遺伝子特許の取得と新品種創出や育種改良の促進

#### (ア) 和牛の遺伝子特許取得と育種改良の促進

和牛遺伝子に関する研究による特許取得及び特許の戦略的な利活用推進のための関係団体・研究機関等を構成員とする「和牛知的財産権取得・活用推進協議会」を設立(H19～)

・和牛遺伝子特許の活用事例 遺伝病の原因遺伝子を特定して、遺伝子診断に活用

【畜産新技術実用化対策推進事業 H19:559百万円の内数、H20:532百万円の内数、H21:510百万円の内数】



#### (イ) ゲノム情報を活用した新品種育成の促進

ゲノム(注)研究の成果である有用遺伝子の機能  
解明・特許化

(注)ゲノムとは、ある生物の遺伝子に含まれている全ての遺伝情報をいう。

研究成果を活用して、多収量イネ、病虫害に強いイネ等を開発(H20～)

【新農業展開ゲノムプロジェクト H20:4,004百万円、H21:3,965百万円】



多収量のイネ  
左:コシヒカリ、右:八バタキ  
(コシヒカリの約2倍)



いもち病に強いイネ  
左:コシヒカリ、右:ともほなみ  
(いもち病菌をほ場に散布し、  
いもち病に耐性があるかどうか  
の調査結果)

#### 【今後の課題】

- ・取得された遺伝子特許の有効活用のさらなる推進
- ・研究成果を活用した新品種開発の一層の推進

等

# 創造・活用の促進

## 研究・技術開発分野

### 研究ニーズの発掘と研究成果の実用化促進

#### (ア) 「農林水産知的財産ネットワーク」の構築

大学、中央・地方の農林水産分野の試験研究機関等約8割の参画を目指したネットワークを構築し、知的財産情報を集めたポータルサイトを立ち上げ(H19.7～)・H21.11の会員数は216機関(参画率約7割)さらに、本サイト内に品種情報と特許情報を一元的に検索できる統合検索システム「aff-chizaiサーチ」を稼働(H21.3～)

【農林水産知的財産発掘・活用事業(農林水産知的財産情報の集積・提供) H20:34百万円】

【農林水産知的財産戦略総合推進事業(農林水産知的財産情報の集積・提供) H21:31百万円】

#### (イ) 新分野開拓に向けた連携強化

農林水産省関係研究機関(独立行政法人)の研究成果を民間企業が活用し、商品化につなげやすくするため、民間との相談窓口、共同研究の交渉機能を持つ「リエゾンオフィス」を開設し、実用化・商品化を促進(H19～)

(注)「リエゾンオフィス」とは、研究機関の各研究室と民間企業との間を仲介し(「リエゾン」とは「つなぎ・仲介・橋渡し」を意味するフランス語)、研究室と民間企業の共同研究や民間企業への技術移転などを実現させるため、研究機関側の窓口として置かれる組織である。

#### (ウ) 農業現場における研究成果の普及・実用化の促進

普及指導員に対して新技術の情報提供・研修を実施(H20～)

【革新的農業技術習得支援事業 H20:21百万円の内数、H21:18百万円の内数】

研究機関と普及指導員が連携して、フォーラムや出前技術指導を実施(H20～)

#### 【今後の課題】

- ・「aff-chizaiサーチ」の改良と「農林水産知的財産ネットワーク」の会員増
- ・リエゾンオフィスの機能強化のため、専門スタッフの充実
- ・普及指導員の技術力・指導力の向上を通じて研究成果の普及・実用化を促進 等

## 生産現場・農山漁村

### 【農林水産省知的財産戦略の基本的方向】

全ての農林水産業関係者が、技術・ノウハウを「知的財産」と認識し、戦略的に活用することが重要。

### 技術・ノウハウ等知的財産に関する指針の作成

農林水産業者、都道府県の普及指導員やJAの営農指導員等が活用できる、農業の現場において新たに開発された技術・ノウハウの「知的財産」としての取扱いに関する基本的な考え方を取りまとめた「農業の現場における知的財産取扱指針」を策定(H19.8)

また、「水産業の現場における知的財産取扱い指針」を策定(H20.4)

農林水産現場の新しい技術やノウハウについて、開発者が他者に移転等する際の管理手法や許諾契約の方法、情報提供方法などの課題について整理するため、技術やノウハウのマッチングの実施等を行う事業を実施(H20～)

【農林水産知的財産発掘・活用事業(農林水産知的財産の流通手法の開発) H20:23百万円】

食品製造業者等のブランド・権利の管理手法等について認知度を高めるため、セミナーや相談できる専門家の派遣を実施(H19～)

・セミナー(H19:8地区、H20:8地区)、専門家の派遣(H19:9件、H20:8件)

【食料産業クラスター展開事業 H19:609百万円の内数、H20:609百万円の内数】

【食農連携促進事業 H21:800百万円の内数】

### 【今後の課題】

- ・篤農家の経験や勘に基づくノウハウ等(暗黙知)を、情報科学の手法を用いて一般農業者にも活用可能な形に置き換え蓄積するAI(アグリインフォマティクス)システムの開発
- ・技術やノウハウ等の知的財産の流通の促進による技術やノウハウの水準の向上
- ・食品製造業者等のブランド・権利の管理について認知度を向上

等

## 生産現場・農山漁村

### 【農林水産省知的財産戦略の基本的方向】

農山漁村の景観・郷土料理等を「知的財産」ととらえ、農林水産業や地域の活動とうまく組み合わせ、地域活性化につなげていくことが重要。

### 地域の景観や食文化等地域資源の再発見・活用

日本の棚田百選、疏水百選等から「未来に残したい我が国の農山漁村の風景」を整理・公表(H20.5)



未来に残したい  
我が国の農山漁  
村の風景



乙大木谷(兵庫県佐用町)



堀川用水(福岡県朝倉市)

### 地域資源を活用した先進的な地域ぐるみの取組を支援(H19)

(事例) 北海道歯舞地区において、地域水産物のサンマやコンブ、歯舞地域の豊かな自然環境・景観資源を活用して地域活性化の取組

【漁村地域力向上事業(活力のある漁村づくりモデル育成事業) H20:51百万円 H21:56百万円】

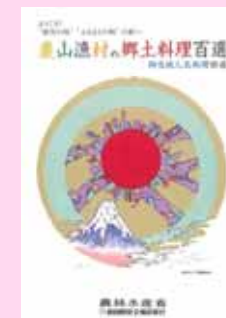
### 「農山漁村の郷土料理百選」の選定(H19.12)

【農村振興整備調査推進事業 H19:67百万円の内数】



太巻き寿司(千葉県)

鶏飯(鹿児島県)



農山漁村の  
郷土料理百選

### 【今後の課題】

・再発見された地域資源の活用方策のさらなる検討 等

## 生産現場・農山漁村

### 【農林水産省知的財産戦略の基本的方向】

地域独自の資源としての農林水産物・食品を発掘・開発し、商品化・ブランド化する地域の取組を促していくことが必要。

### 地域ブランドの発掘・創造支援

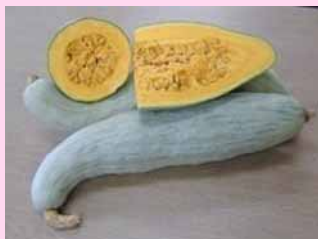
#### (ア) 地域ブランド成功事例の収集・分析・活用

成功のポイントを示した先進的取組事例集の作成 (H19.11)

目指すべき地域ブランドの姿、地域ブランドの取組課題を整理した報告書の作成 (H20.3)

#### (イ) 地域ブランドの取組に対する支援

「食と農の地域ブランド協議会」の設立 (H19.11～)、ブランド化に積極的に取り組む地域に対しプロデューサーの招へいやマーケティング戦略の策定等を支援 (H20～:35地区)



取組対象: 宿儺(すくな)かぼちゃ  
飛騨高山の名産品宿儺かぼちゃの珍しさと美味しさを生かした地域ブランド化  
(岐阜県高山市)



取組対象: 愛南びやびやかつお  
愛南びやびやかつおの高付加価値化を図りブランド確立 (愛媛県愛南町)

【農林水産物・食品地域ブランド化支援事業 H20:108百万円、H21:137百万円】

### 【今後の課題】

- ・ブランド化の成功事例を増やすとともに、ブランド化を進めるに当たっての具体的事実に応じた課題の解決方法の整理
- ・地域ブランド化の取組をさらに強化するため地理的表示 (GI) 制度の導入について検討
- ・農林水産物・食品に加え、地元の農林水産物を食材の核とした伝統料理や創作料理等の食文化のPR等による地域活性化と名称等に係る知的財産権の取得の促進 等

## 海外

### 【農林水産省知的財産戦略の基本的方向】

世界の食料・食品市場が拡大し、また日本食ブームが広がりつつある中で、日本産のものが区別され、また、その特徴が市場で認知されることが必要。

### 日本ブランド対策

和牛、日本産果実の統一マークを作成し、輸出品に貼り付けし、海外の消費者にアピール

#### 和牛の統一マーク

平成19年12月公表 : 出願者:(社)中央畜産会

日本・米国・豪州・香港等7か国において商標登録済(この他、6か国に商標出願中、出願者:(社)中央畜産会)。

シールやリーフレット約17万枚への使用を許諾(平成21年7月までの申請ベース)。



【未来指向型技術革新対策事業 H19:9百万円】

【(独)農畜産業振興機構による畜産業振興事業(国産食肉需要構造改善対策事業) H20:7百万円、H21:7百万円】

#### 日本産果実の統一マーク



平成20年6月公表 : 出願者:農林水産省

日本・台湾・香港において商標登録済(この他、中国に商標出願中)

タイ向けうんしゅうみかん(2万枚)、ドバイ・中国向けりんご(各5万個)、香港向けもも(750kg)・ぶどう(500kg)に貼付する等、生果実や広報資材等に多くの使用実績。

### 【今後の課題】

・統一マークの海外での商標登録の拡大、普及啓発

等

# 海外

## 日本ブランド対策

平成19年、民間有志により設立されたNPO日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)において、現地の各種活動の促進等に取り組んでおり、国としてもこれらの取組を支援。

平成21年7月現在、現地組織の支部は14都市(台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロサンゼルス、モスクワ、スイス、ニューヨーク、シンガポール、ソウル、ローマ・ミラノ、パリ、香港)。

JROは、日本食への理解を深め、海外の外食事業者と国内の生産者等を結びつけ、輸出促進を図るため各種の活動を実施。

- (1) 海外日本食のネットワーク(現地支部)の確立
  - ・都市単位を基本に、日本食レストランの共通の課題解決や情報交換の場としてのネットワークを作る。
- (2) 新たな食が伝播する過程に応じた普及啓発のアプローチ
  - ・トップシェフに対するアプローチ  
NPO日本料理アカデミーとの交流
  - ・レストラン全体に対するアプローチ  
NRAショーへの出展  
高評価のレストランを紹介するZagatガイドの発行  
衛生面についての啓発テキストの作成
- (3) 現地支部の具体的活動
  - ・現地支部の要請に応じて、普及啓発活動、教育研修活動等の取組を実施するとともに、輸出促進に向けた課題の抽出を行う。

### 平成21年度の主な活動

- ・全米レストラン協会主催のNRAショーへ出展。
- ・ジャパンイタリー(共催)において日本食を提供。
- ・JRO現地支部で、日本の食材・衛生管理等の勉強会を実施。
- ・新たに、ローマ・ミラノ支部、パリ支部、香港支部を設立。



JROの出展ブース(シカゴ)



Japanitalyの様子(ローマ)



パリ支部設立説明会

【海外日本食優良店調査・支援事業 H19:276百万円、H20:227百万円、H21:107百万円】  
【海外日本食優良店普及促進事業 H20:45百万円、H21:89百万円】

### 【今後の課題】

・日本食の海外の実需者と日本の生産者のマッチングの促進

等

## 海外

### 日本ブランド対策

日本の「食」を「日本ブランド」として海外に発信

【日本食・日本食材等海外発信事業 H19:397百万円の内数、H20:366百万円の内数、H21:282百万円の内数】

### 日本食・日本食材等日本食文化をアピールするPRイベントの実施

海外の「食」に関するイベント等において、日本食、日本食材及び日本食文化を積極的にPR

輸出拡大が見込まれる国・地域の現地百貨店・スーパー等において、日本フェアを開催

- (平成21年度)
- ・料理学校(米国・ニューヨーク)における日本食材等・日本食文化講座
  - ・パリ国際農業見本市SIA2010における日本食材等・日本食文化PRイベント
  - ・BBC Good Food Show(英国・ロンドン)における日本食材等・日本食文化PRイベント
  - ・輸出拡大の素地がある国(地域)における日本食材等・日本食文化PRイベント

### 「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業の実施(H18.10～)

在外公館等における日本食・日本食材のPR

- ・在外公館において、現地の要人やオピニオンリーダー等を対象に、日本からの高品質な食材を用いた日本食等を提供することにより、日本食文化の普及を図るとともに、日本産農林水産物や食品の輸出振興を支援
- ・農林水産省及び農業団体等は、輸出促進上重要で高品質な食材を提供
- ・初年度(平成18年度)の実績は10か国で11事業、平成19年度は18か国・地域で23事業、平成20年度は16か国・地域で21事業を実施
- ・平成18年度から20年度までで、31か国・地域において55事業を実施

### 【今後の課題】

日本食・日本食材の海外への発信のさらなる強化 等

## 植物新品種

## 保護の強化

### 【農林水産省知的財産戦略の基本的方向】

平成22年度までに新品種の出願件数2000件に、平成20年度までに審査機関を世界最速水準の2.5年に短縮

育成者権取得・権利行使の容易化、DNA識別技術開発の促進、海外での育成者権保護制度・運用改善の働きかけなどの総合戦略の推進

### 審査の迅速化

審査官の計画的増員(H18比3名増)、審査専門職の新設(7名)、(独)種苗管理センターにおける栽培試験実施体制の集約・強化、審査登録業務の迅速化のための総合電子システムの導入(H20~)等により、審査期間を短縮(H17:3.2年 H20:2.6年)

[(独)種苗管理センター運営費交付金 H19:2,985百万円の内数、H20:3,006百万円の内数、H21:2,939百万円の内数]

### 権利侵害への対応強化

(独)種苗管理センターにおける品種保護Gメン(注)の増員(H17:2箇所4名 H21:7箇所18名)

(注)育成者権者などからの求めに応じ権利侵害に関する相談・支援を実施

[(独)種苗管理センター運営費交付金 H19:2,985百万円の内数、H20:3,006百万円の内数、H21:2,939百万円の内数]

### 権利侵害を証明するためのDNA品種識別技術の開発

・平成20年度までに、イチゴ(あまおう)、イグサ(ひのみどり)など、加工品を含め、30種類の植物のDNA識別技術を開発済

【農林水産物等輸出促進支援事業(品種保護に向けた環境整備) H19:72百万円、H20:58百万円、H21:49百万円】

【安全で信頼性、機能性が高い食品・農産物供給のための評価・管理技術の開発 H19:714百万円の内数】

【食品・農産物の表示の信頼性確保と機能性解析のための基盤技術の開発 H20:340百万円の内数、H21:329百万円の内数】

### 新登録植物品種の標本・DNA資料の保存体制を構築(H20~)

【登録品種の標本・DNA保存等事業 H20:24百万円、H21:20百万円】

### 育成者侵害行為に対する罰則の強化(H19.12施行)

・育成者権等の侵害罪:3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金 → 10年以下の懲役又は1千万以下の罰金 等

### 【今後の課題】

- ・平均審査期間の一層の短縮を図るための取組・体制強化
- ・DNA品種識別技術の対象品種の拡大と水際差し止めへの活用 等

## 保護の強化

### 植物新品種

#### 海外での育成者権保護強化

「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置(H20.7)

日本のイニシアティブにより東アジア(ASEAN+日・中・韓)における品種保護制度のレベルアップに向けた取組を推進

- ・ASEAN+3の植物品種保護を担当する政府ハイレベルの者による、常設的な意見・情報交換の場の設定(各国で持ち回り開催) 平成20年7月東京にて第1回会合開催、平成21年4月中国にて第2回会合開催

主な活動内容

#### 制度運営能力向上のための取組

- ・人材育成・能力向上のため、各国への専門家派遣(平成20年度実績:36名派遣)
- ・日本における集中研修プログラムの実施(H20年度実績:4件に23名受入、H21年度実績:3件に21名受入(H21.11現在))

#### 制度の発展・調和に向けた活動

- ・審査基準および審査・栽培試験技術の調和のための技術研修会(ワークショップ)の開催(H20.11 インドネシア、H21.8 タイ)

#### 育成者権保護・権利行使に向けた活動

- ・意識啓発・普及に関する国際セミナー開催(H20.12 ベトナム、H22.2 シンガポール(P))
- ・品種識別のためのDNA分析技術の協力(H21.2 中国(日中韓が参加))

#### 情報交換の促進

- ・フォーラム公式ホームページの設置・運営(H20~)



平成20年7月に東京で開催された「東アジア植物品種保護フォーラム」第1回会合



【東アジア植物品種保護フォーラム推進事業 H20:127百万円、H21:91百万円】

#### 【今後の課題】

・「東アジア植物品種保護フォーラム」参加国への専門家派遣や研修生の受入れ、技術研修会、国際セミナーの開催等の協力活動を積極的に推進することにより、各国における植物品種保護制度の立上げや制度運営能力の強化、UPOV加盟国の増加などの成果につなげる

# 保護の強化

## 家畜の遺伝資源

### 【農林水産省知的財産戦略の基本的方向】

#### 精液の流通管理の徹底

#### 「和牛」表示の厳格化

#### 精液の流通管理の徹底

和牛の精液を管理・識別するため、牛の名前、生年月日や血統などをデータベースに記録し、データベースとリンクしたバーコードやRFID(ICチップ)を精液の入ったストローに付すことなどを行う流通管理システムの構築のため、モデル事業等を実施(H19~)

【和牛精液等流通管理体制構築推進事業 H19:109百万円、H20:82百万円、H21:130百万円】

#### 「和牛」表示の厳格化

「和牛」表示に関するガイドライン(H19.3)の普及・指導(H19~)

「和牛」と表示できる牛肉は、 の要件を満たすことが、家畜改良増殖法に基づく登録制度等により証明でき、かつ、及び の要件を満たすことが、牛トレーサビリティ制度により確認できる牛の肉に限定次に掲げる品種の牛であること  
黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、又はこれらの交雑種  
国内で出生し、国内で飼養された牛であること

【(独)農畜産業振興機構による畜産業振興事業(食肉流通改善総合対策事業) H19:7百万円、H20:3百万円、H21:4百万円】

#### 【今後の課題】

- ・精液管理流通のための全国システムの整備
- ・今後とも、「和牛」表示に関するガイドラインを普及啓発 等

## 保護の強化

### 海外での商標権侵害対策

#### 【農林水産省知的財産戦略の基本的方向】

侵害発生国・地域の当局との交渉や働きかけを効果的に行うため、関係省庁と連携  
海外への技術流出防止のための対策指針を作成するとともに、「海外事業活動支援セン  
ター」での相談対応を実施する

#### 海外での商標権等侵害対策

経済産業省等の関係省庁と連携し、各国・地域に対し、商標制度  
・運用改善に向けた働きかけを実施

海外において「青森」や「越光」等が商標登録されている問題に的確  
に対応するため、中国、台湾等での商標出願を一元的に監視する  
「農林水産知的財産保護コンソーシアム」を設立

【農林水産知的財産戦略総合推進事業(農林水産物等知的財産保護強化推進事業) H21:22百万円】



我が国食品産業の海外展開において技術の流出を防止するため、「食品産業の意図せざる技術流  
失対策の手引き」を作成(H20.3)するとともに、我が国食品産業の東アジアへの事業展開等を支援する  
「海外事業活動支援センター」(H19.10設置)での相談対応を実施

【東アジア産学官ネットワーク構築支援事業 H19:58百万円の内数、H20:58百万円の内数】

【東アジア食品産業海外展開支援事業 H21:226百万円の内数】

#### 【今後の課題】

- 引き続き、関係省庁や団体と連携しつつ、海外における商標問題等に取り組む
- 会員の要望に対応し、商標監視、地方相談会、海外現地調査の充実を図り、農林水産知的財産保護コンソーシアムの活動を発展
- 引き続き、「海外事業活動支援センター」において、食品産業事業者からの相談に対応 等

## 普及啓発・人材育成

### 【農林水産省知的財産戦略の基本的方向】

技術や工夫などの無形の価値を知的財産として認識し、それを適切に扱うことが必要  
このため、知的財産の取扱いに関する知識を農林水産・食品関係者に普及していき、知的財産に詳しい人材を育成

### 地域の指導者の育成、農林水産業者・研究者への普及啓発

【目標】 知財関係支援・相談に対応できる指導的人材を3年間で1000人程度育成

普及指導員・JA職員等へのセミナー、地方農政局等における研修の実施、経済産業省、弁理士会等との連携による農林水産・食品関係者への知識普及を実施

#### → 【実績】

- ・農林水産関係者(583名)、普及指導員(農業)(160名)、林業普及指導員(135名)、水産業普及指導員(217名)に知財研修等を実施(H21.3現在)
- ・地域レベルにおいて経済産業省や弁理士会等との連携のもと、農林水産関係者、食品企業等への知識の普及を実施(H19～)
- ・「農業の現場における知的財産取扱指針」を策定し、普及指導員を通じて現場の農業者に普及(H19)
- ・農水関係独法及び都道府県の研究者向け研修に知的財産に関する講義を導入。研究者向けの「農林水産知的財産セミナー」開催(H20)

【農林水産分野知的財産人材育成総合事業 H20:27百万円、H21:24百万円】

【農林水産技術移転促進事業 H20:63百万円の内数、H21:57百万円の内数】

普及指導員の資格試験に知的財産権(育成者権、商標権等)に関する設問を導入(H20～)

#### 【今後の課題】

- ・普及指導員等の地域の指導者層のさらなる充実
- ・営農指導員資格試験、水産業普及員資格試験に知財項目の導入を検討
- ・現場の農林水産関係者・食品産業事業者の人材育成の強化

等